

新宮のみどりの会防犯部会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「新宮のみどりの会防犯部会」(以下「会」という。)とする。

(組織)

第2条 この会は、新宮町住民及び特定非営利活動法人新宮みどりの会会員をもって組織する。

2 新宮中学校にこの会の事務局を置く

(目的)

第3条 この会は、パトロール活動を通じて地域の子どもたちの安全を守り、被害を未然に防ぐとともに、地域における防犯意識の高揚と犯罪や事故の防止を図り、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会には、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) パトロール活動による犯罪等の未然防止
- (2) 問題箇所の関係機関への通報連絡
- (3) その他、会の目的を達するための必要な事業

(役員)

第5条 この会には、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 2名

(任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充により就任し、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第7条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 会の運営に関する経費は、助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第10条 この会則を変更するときは、役員会の承認を得なければならない。

(細則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この会則は平成18年11月1日から施行する。

平成24年10月1日 一部改正施行

平成27年 6月1日 一部改正施行

新宮みどりの会防犯部会役員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|-----------|-------------------|
| 会 長 | 山 田 哲 也 | 特定非営利活動法人みどりの会理事長 |
| 副 会 長 | 小 中 原 逸 巳 | 同理事 |
| 事 務 局 長 | 小 山 田 英 俊 | 同理事 |
| 幹 事 | 青 野 文 | 同理事 |
| 幹 事 | 重 岡 利 幸 | 同副理事長 |

役員の仕事

会 長 会長は会の代表として本活動を統括する。

副 会 長 副会長は会長を補佐し、会長不在の時に会を代理統括する。

事 務 局 長 事務局長は会務の連絡調整、広報および会員管理等の事務を統括する。
会計事務を行う。

幹 事 幹事は本会の指導者的立場に立って本会活動を支えるとともに、本会活動の
企画、運営を行う。